

職場環境改善・働き方改革

宣言企業募集 (H30)

効率的に働いて、しっかり休むことで企業が変わる

徳島市では、働き方・休み方の改善に積極的に取り組む企業等を「職場環境改善・働き方改革宣言企業」(以下「宣言企業」という。)として認定し、その取組を広く発信することにより、市内企業等の働き方・休み方の改善に向けた取組を後押しします。

また、宣言企業が、従業員の働き方、休み方の改善を図るために制度整備に取り組んだ場合には、奨励金を交付します。

該当する場合は、徳島市経済部経済政策課へ申請書等をご提出ください。

対象事業者

トクシイ



次に掲げる(1)から(5)の要件全てを満たしている中小企業者(下表)です。

- (1) 徳島市内に本店又は主たる事業所を有する中小企業者又は市内に事業所を置く徳島市民。
- (2) 厚生労働省ホームページで、労働基準関係法令違反に係る公表事案として公表されていないこと。
- (3) 市税の滞納がないこと。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第121号)第2条に規定する風俗営業等を行っていない。
- (5) 申請者又は法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力でないこと、反社会的勢力との関係を有しない及び反社会的勢力から出資等の資金提供を受けていないこと。

※対象となる「中小企業者」とは、中小企業基本法第2条第1項に該当する中小企業者

業種	中小企業者(下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額又は出資金の総額	常時使用する従業員の数
製造業、建設業、運輸業、その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

※一般社団法人、一般財団法人、NPO法人、医療法人、社会福祉法人等は対象外です。

宣言事業

(1) 働き方改革に向けた目標及び取組内容の設定

厚生労働省が策定した「働き方・休み方改善指標」を用いて自社の働き方や休み方の実態及び問題点を把握する等の取組を実施してください。

(2) 宣言企業の承認申請

長時間労働の削減（働き方の改善）又は年次有給休暇等の取得促進（休み方の改善）に基づき、働き方改革の「目標」及び「取組内容」を設定し、宣言書を作成してください。

取組の前日までに、宣言書、働き方改革宣言企業承認申請書等を市長へ提出してください。

(3) 宣言企業の承認決定

宣言企業から申請があった場合は、内容を審査の上、承認決定又は不承認決定を行います。

(4) 市ホームページ等で宣言書等を公表

市のホームページ上や広報紙等で、宣言書を公表します。

制度整備事業

宣言企業が、下表に掲げる制度及びその他市長の認める制度を新たに1つ整備した場合に、奨励金を交付します。ただし、同一事業者に対する上限は同一年度につき20万円とします。制度導入について、必要に応じ、労使協定の作成及び届出を行うとともに、その内容を就業規則その他社内規定に明文化してください。

※本市が指定する制度

働き方の改善（1制度10万円）		
フレックスタイム制度	短時間正社員制度	テレワーク制度
在宅勤務制度	勤務時間インターバル制度	朝型の働き方
週休3日制度	業務繁閑に応じた休業日の設定	その他市長の認める制度
休み方の改善（1制度5万円）		
年次有給休暇の計画的付与制度	記念日などの年次有給休暇制度	時間単位での年次有給休暇制度
連続休暇制度	リフレッシュ休暇などの制度	育児・子育て・介護目的などの休暇設定
ボランティア休暇設定	その他市長の認める制度	


表彰事業

制度整備事業を実施し、特に効果のあったと認められる企業を表彰します。
市とハローワーク徳島が共同開催する就職面接会の優先企業とし、人材確保を支援。

お申込み・お問合せ先は

〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地3F 徳島市役所経済部経済政策課

TEL: 088-621-5225 FAX: 088-621-5196

徳島市のホームページ ワークライフバランス  で検索

制度の導入等、専門家の個別相談を要する場合は

徳島労働局 雇用環境・均等室 働き方・休み方改善コンサルタント

TEL: 088-652-2718 までお問合せください。※相談は無料です。